

裁 決 書

審査申立人 上尾市大字上1687番地3
近藤 泰介

審査申立人から令和6年3月28日付けでなされた令和5年12月3日執行の上尾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の候補者であった審査申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和5年12月18日付けで上尾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）を行った。

市委員会は、令和6年3月7日付けで本件異議申出を棄却する旨を決定（以下「原決定」という。）した。

審査申立人は、原決定を不服として、法第206条第2項の規定に基づき、令和6年3月28日付けで当委員会に対し、原決定についての一部取消しを求める旨の本件申立てを行ったものである。

審査申立人等の主張の要旨

第1 審査申立人の主張

審査申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 手続的な問題点について

市委員会の行為には次のとおり手続的な問題点がある。

(1) 市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送付したこと

委員会が異議申出書を参加人にそのまま送ることで、その後の調査の機会が妨害されてしまっている。

- (2) 市委員会による開披調査中に選挙管理委員4名のうち複数名が携帯電話を操作していたこと

市委員会事務局から「非公開であり、部屋の中では携帯電話の電源を切るように」との趣旨の注意があったにもかかわらず、開披調査中に選挙管理委員4名のうち複数名が携帯電話を操作していた。異議申出人だけでなく、市職員、選挙管理委員も携帯電話の使用は禁止と考えている。

- (3) 選挙管理委員1名が開披調査後の疑義の件数について、「なんだかなあ」という中立性を害する発言をしたこと

開披調査の集計後に市委員会事務局からその内訳が発表されると、選挙管理委員4名のうち1名が「なんだかなあ」というため息とも小言ともとれる趣旨の発言をしたが、この発言は、中立性を欠くものである。

- (4) 原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していること

異議の申出の決定に当たっては、事後的な事情を勘案することが許されないわけではなく、令和3年12月23日の東京高等裁判所の判決（令和3年（行ケ）第26号）等においても、投票日後（当選後）の電気等の利用料金と投票日前の利用料金を比較することで、投票日後（当選後）に居住実態が生じるかを判断指標の一つとしている。

2 当選無効争訟の意義について

当選の効力については、無効の異議申出（審査の申立て）があった場合、原則として無効とする。例外として、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきである。

3 住所要件について

- (1) 本件選挙の当選人である佐藤恵理子（以下「当選人佐藤」という。）は、立候補時に届出した住所について、令和5年9月3日から本件選挙の期日である同年12月3日までの間（以下「本件期間」という。）に居住実態がなく、当選は無効である。当選人佐藤は、住所を非公開にしていることに加え、地域とのつながりも希薄であるため、よほど親しい人間でない限り、その居住実態が分からない。

- (2) 本件選挙の当選人である金澤祥子（以下「当選人金澤」という。）は、立候補時に届出した住所について、本件期間に居住実態がなく、当選は無効である。当選人金澤は、普段は都内で長女と同居しており、政治活動のため都内から上尾市に通勤していた可能性も否定できない。また、当選人金澤の供述には、随所に理解

しがたいものがあるため、上尾市内の別の場所に更に部屋がある可能性もある。そのため一層の調査を要する。

- (3) 当選人佐藤及び当選人金澤（以下「本件当選人ら」という。）は、上尾市内に居住していないのではないかと、また、上尾市内に居住していたとしても、立候補の届出時に届出をした住所に居住していないのではないかと考えている。仮に市内に居住していても、立候補の届出先の住所に居住していなければ、被選挙権は有するが令和2年の法改正により、宣誓義務違反となる。そのため、上尾市内に居住していたのか、市内に居住していたとして、立候補の届出先の住所に居住していたのか、2段階での検討を求めたい。

4 投票の効力について

- (1) 有効な投票の要件は、①選挙人の意思が明白であること、②法第68条に当たらないことである。選挙人の意思は、氏名が一致しなくても誤記である場合は有効となる（昭和31年2月3日最高裁判所判決）。
- (2) 選挙人の意思を探るに当たり、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。
- (3) 二人の候補者氏名を混記したものとして投票を無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限る。そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認める（平成4年7月10日最高裁判所判決）。
- (4) 法第68条第1項第6号の規定により他事記載が無効となる趣旨は、投票の記載から投票者が推知され秘密投票制が破壊されることを防止することにある。そのため他事記載とは、投票者を推知させる意識的記載を指す（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）。
- (5) 上記（1）から（4）までを当てはめると、原決定の別記1から4までに掲載された票のうち別記1-13、別記2-1及び別記4-3の3票は、審査申立人に対する有効投票であり、別記1-16並びに別記3-1、3-2、3-5、3-6、3-9、3-10、3-11、3-14、3-15、3-18、3-19、3-20、3-21及び3-22の15票は、法第68条第1項第6号又は第8号に該当する無効投票である。

なお、本裁決書中、「別記」とあるのは、原決定における別記のことを指す。

第2 市委員会の主張

市委員会の原決定における主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 当選人佐藤は、平成30年4月2日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を所有していることに加え、本件期間において、現住所地で電気、水道及びガスを使用し、飲食物や日用品等を市内や近隣市町の店舗から購入し、現住所地で当選人佐藤宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。他方、当選人佐藤の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。
よって、当選人佐藤は本件期間において、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断するものである。
- 2 当選人金澤は、令和5年8月12日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を賃貸していることに加え、本件期間において、現住所地で電気、ガス及び水道を使用し、市内の店舗で飲食物や日用品等を購入し、当選人金澤宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。周辺住民からは、本件期間における居住実態の明確な証言は得られなかったものの、当選人金澤の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。
よって、当選人金澤は本件期間において、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断せざるを得ない。
- 3 本件当選人らの生活の本拠が現住所地にあることは、前記1及び2で述べたとおりであり、法第86条の4の規定により本件当選人らが届け出た住所と同一である。
よって、本件当選人らは宣誓書において虚偽の誓いをしていないと判断した。
- 4 市委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和6年2月17日に異議申出人の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、異議申出人が主張する名前の表記が異議申出人と似ている当選者4人の有効投票、法第68条の2第4項により按分をした票（以下「按分票」という。）及び無効投票と、市委員会が職権で必要と判断した異議申出人の有効投票の開披調査（以下「本件開披調査」という。）を行い、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。その結果、異議申出人より指摘があった当選者の3人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかった。
そのため、本件選挙における選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

本件開披調査対象票

「新道りゅういち」の有効投票（3, 017票）

「新藤たか子」の有効投票（1, 567票）

「ばんどう知子」の有効投票（1, 975票）

「佐藤えりい」の有効投票（1, 182票）

「近藤たいすけ」の有効投票（1, 172票）

按分票（4票）

無効投票（963票）

合計9, 880票

争 点

1 手続的な問題点等について

前記第1の1（1）から（4）までの審査申立人が主張する手続的な問題点について、原決定において違法又は不当な点があるか否か、また、当選の効力の無効の異議申出又は審査の申立てがあった場合、原則として無効とし、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきであるか否かが争点である。

2 住所要件について

法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定する。

したがって、本件当選人らが本件期間において、引き続き上尾市内に住所を有していたか否かが争点である。

3 投票の効力について

法第67条は、「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、同法第68条第1項は、「衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。（以下略）」と規定する。

したがって、審査申立人が原決定の別記1から4までに掲載された票のうち、その一部の決定を不服として審査を申し立てた票（以下「本件係争票」という。）につき審

査申立人又は他の候補者に対する有効投票に該当するか否か、あるいは同法第68条第1項第6号又は第8号に該当する無効投票であるか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、審査申立人に対しては、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、審査申立人から法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年6月8日に口頭意見陳述の機会を付与した。

さらに、本件当選人らに対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求め、意見書及び証拠書類等の提出を求めるとともに、聴取を行うなど慎重に審理した。

なお、審査申立人からは、反論書及び証拠書類等の提出はなかった。

第1 本件申立てに対する市委員会の弁明

原決定に違法又は不当な点はなく、本件申立ては棄却されることが適当である。その理由は、以下のとおりである。

1 市委員会における手続について

(1) 審査申立人は、市委員会が異議申出書を参加人に送付したことで、その後の調査の機会が妨害されてしまったと主張する。

しかし、異議申出書の内容は、参加人が意見書等を作成するために不可欠な情報であり、また、参加人に異議申出書を送付したことにより、選挙期日前の客観的事実に影響を及ぼすものではない。

(2) 審査申立人は、市委員会における本件開披調査中に選挙管理委員が携帯電話を操作していたことや中立性を害する発言をしたことを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、本件開披調査は、審査申立人立会いのもと適正かつ慎重に実施した。また、本件開披調査中において、携帯電話による通話や大声での発言など他者の作業に支障を来す行為は確認されておらず、審査申立人が主張する行為や発言により、本件開披調査の支障となったとは認められない。

(3) 審査申立人は、原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していることを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、審査申立人が市委員会に提出した証拠物は、選挙期日後に本件当選人らの現住所地の外観を撮影したものであり、証拠とはなり得ない。

また、電気、ガス、水道の使用量について、3か月以上住所を有している期間外の使用量も可能な限り確認をして比較対象としており、事後的な事情を証拠から排除してはいない。

2 当選の効力について

審査申立人は、当選の効力について、無効の異議申出があった場合、原則無効とし、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきであると主張する。

しかし、法第102条に基づき、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」とされている。

3 当選人佐藤の居住実態について

審査申立人は、当選人佐藤が立候補時に届出した住所については、本件期間に居住実態がないため、当選は無効であると主張する。

しかし、市委員会は、当事者が主張していない事実についても、職権によって可能な限り証拠調べを行っており、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

4 当選人金澤の居住実態について

審査申立人は、当選人金澤が立候補時に届出した住所については、本件期間に居住実態がないことから、当選は無効であると主張する。

しかし、市委員会は、当事者が主張していない事実についても職権によって可能な限り証拠調べを行っており、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

5 投票の効力について

本件開披調査において、調査対象票のうち審査申立人から指摘された44票の抽出票は、決定書別記のとおりであり、審査申立人から指摘のあった当選人3人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からも、いずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかった。そのため、本件選挙における選挙会において決定された各候補者の得

票数に異動は生じないと判断した。

6 審査申立書の訂正について

審査申立人が令和6年4月14日付けで申し出た審査申立書の訂正によれば、審査申立人は、本件当選人らは上尾市内に住んでいるか、上尾市内に住んでいたとしても、立候補の届出時に届出をした住所に住んでいたかと2段階で考えている。そのため仮に市内に住んでいても立候補の届出先の住所に住んでいなければ、被選挙権は有するが令和2年の法改正により宣誓義務違反があるとする。そのため、上尾市内に住んでいるか、市内に住んでいても立候補の届出先の住所に住んでいるかと2段階で検討してほしいと主張する。

しかし、市委員会は、電気、ガス、水道の使用状況や周辺住民への聴き取り、本人への質問など客観的事実を基に判断し、本件期間において上尾市の区域内に「居住実態がある」と認定して原決定を行っている。

また、本件当選人らの現住所地は、法第86条の4の規定により本件当選人らが届け出た住所と同一である。

第2 市委員会の弁明に対する審査申立人の意見

市委員会の弁明に対し、審査申立人から反論書及び証拠書類等の提出はなかったものの、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年6月8日に当委員会は、審査申立人に対して口頭意見陳述の機会を付与した。

審査申立人が行った口頭による意見の陳述の要約は次のとおりである。

1 当選人の住所要件について、選挙直前に引っ越してくる候補者は必ずしも地域に密着しておらず、古い知人がいない場合もあるため、住んでいるかどうかの判断が困難であるほか、当選後に引っ越しを行ったり、自分の住所を公開しなかったりすることもあるため、当選後の調査も困難である。したがって、当選前に住んでいたことについて厳格に判断する必要がある。

2 判例では住所とは生活の本拠とされ、居住実態や実質により判断されるものとされている。市委員会の弁明書においては、電気やガス、水道の使用量などによって、この生活の本拠を説明しようとしているように見受けられるが、機器を動かしていれば屋内に人がいなくても使用量は増えていくこととなる。また、人がいたとしても本人であるかどうかは判断ができない。したがって、生活の本拠の判断については、①そもそもそこに本人がいたか、②いたとしてそこで起臥寝食をしていたか、

③生活の本拠にする意思の有無で判断されるべきである。

3 市委員会は異議申出書を参加人に送付したが、行政不服審査法には送付に関する規定はない。市委員会の弁明書における反論によれば、総務省のガイドラインを踏まえて対応したとのことだが、それによって必ず違法でないということにはならない。行政不服審査法が平成26年に改正された際にも、異議申出書の参加人への送付に係る規定の追加については議論がなされていない。このことは、審査申立書についても同様であると考えられる。

4 市委員会の弁明書によれば、本件開披調査中に選挙管理委員の携帯電話による通話や大声での発声など他者の作業に支障をきたす行為は確認されていないとのことだが、中立性を害する発言も含め、結論に影響しなければよいという考え方は受け入れられない。

5 当選人佐藤の住所要件について、市委員会は、電気、ガス、水道に一定の使用量があることと民生委員の証言を根拠としているが、外食が多いことや入浴しないことを裏付けるものが少ないほか、民生委員の目撃情報についても、本人がその場にいたかどうか明らかではない。また、当選人佐藤は、体調不良を理由に市議会を欠席しがちであり、家に居るはずであるから、電気、ガス、水道の使用量について、当選前と当選後とを比較してみてもどうか。さらに、戸口前市議会議員は、審査申立人が当選人佐藤の自宅調査をしていると知った上で、黙っているとされたとの趣旨の発言をしているが、住所を隠していたのかが明らかになる可能性があることから、戸口前市議会議員への調査をすべきである。

6 当選人金澤について、市委員会は、電気、ガス、水道に一定の使用量があることを指摘しているが、水道などの使用量は少なく、近隣住民の目撃情報もないほか、本件選挙に関するビラ、チラシ、旗なども自宅から出てきていない。また、選挙後はSuicaの履歴が証拠として出ている一方で、選挙前の履歴は証拠として出てきていない。さらに、買い物をした際のレシートを大量に保存している一方で、運転免許証を紛失したままにしていることにはかなり違和感がある。それらを踏まえると、当選人金澤は上尾において活動はしていたが、住んでいたとはいえないのではないかと。当選人金澤についても、電気、ガス、水道の使用量について、当選前と当選後とを比較してみてもどうか。

7 住んでいるかどうかの判断が困難な場合は、住んでいないものとして取り扱うべきである。その理由は、法が掲げる地域密着という趣旨、令和2年の法改正に際し

て、住所要件に関する宣誓が取り入れられたことである。市委員会は、弁明書において、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」と法第102条を引用しているが、当選の効力が発生した場合でも、その後に争いになった場合の扱いは別問題と考えるべきである。

第3 当委員会が認定した事実

市委員会から提出された証拠物件、市委員会を通じて本件当選人らから提出された証拠書類、本件当選人らから追加提出された証拠書類、当委員会による本件当選人らへの聴取及び現地調査並びに当委員会が職権で収集した証拠書類から、次の事実が認められる。

1 当選人佐藤について

(1) 住民基本台帳法に基づく届出による住所の状況

当選人佐藤は、平成30年3月1日に栃木県宇都宮市内から上尾市内のアパートに母親と転入し、その後、同市内の物件を購入し、令和3年1月29日、同市内の現住所（以下「現住所A」という。）に母親と共に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第23条に基づく転入届を行い、現在に至るまで現住所Aを住民票の住所としている（証拠No.372、376、394）。

(2) 現住所Aにおける居住状況等

ア 現住所Aの土地と建物について、令和2年11月12日に売買を原因として所有権が当選人佐藤に移転しており、その旨の登記がなされている（証拠No.381、382、396、397）。

イ 市委員会が令和6年1月9日付けで住基法第34条第2項に基づく調査を上尾市長に依頼し、同年2月8日付けで同市長から市委員会宛てに回答された調査結果によると、現状では、当選人佐藤が調査対象住所に居住していることを否定することは困難であり、今回の調査対象期間である令和5年9月3日時点においても調査対象住所にて継続して何者かが居住していたと判断すべきであり、その何者かは、当選人佐藤及び同居親族である可能性が高いと判断している。

また、当選人佐藤は、現住所Aで母親と同居していること、居間にはテレビや鏡台などが設置され、また、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品も一通り揃えられていたこと、衣類などの生活用品や食料品なども多数置かれていたことが認められる。（証拠No.372）

ウ 当委員会職員による聴取及び現地調査によると、当選人佐藤は現住所Aにおい

て、テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等日常生活に必要となる家電製品一式を所有し、使用している（証拠No.376）ほか、上記イと同じ状況が認められた。さらに、リビングには電気ストーブが4台も置かれていた（証拠No.376～380）。

エ 上尾市市民生活部市民課による当選人佐藤への聴き取りによると、当選人佐藤は、2～3年前に中古物件を購入し現住所Aに母親と二人で転居しており、市議会議員以外の職には就いておらず、普段は現住所Aにすることが多い。自動車を所有していないため、主な交通手段はバスやタクシーを利用しているとのことであった（証拠No.372）。

オ 仕事上、視察などで家を空けることもあるが、母親を一人にしておくことに不安があり、また、猫を飼っているため、外出時も暖房をつけたままにすることが多く、電気使用量が多いとのことであった（証拠No.372、373）。

なお、現住所Aにおいて、当選人佐藤が猫を飼っていることを当委員会職員は確認しており（証拠No.376、380）、当委員会職員による聴取では、現住所Aに転居した後、3年前から猫を飼っているとのことであった。

カ 食料品や日用品等の購入は、近所のスーパーマーケットかコンビニエンスストアを利用している。食事について、自炊は余りしないためUber Eatsで注文することが多いとのことであった（証拠No.8、372）。

キ 本件期間中、現住所Aにおける宅配便での物品や食品の購入履歴も14件確認できる（証拠No.30～32）ほか、令和5年4月分から令和6年1月分までの電気料金請求書が返戻されることなく現住所Aに郵送されていたことが認められる（証拠No.19～28）。

また、本件期間において、Uber Eatsの注文履歴から食事や弁当などが32回に渡り現住所Aに配達されていることが認められる（証拠No.12～18）。

ク プロパンガスや水道の使用量が少ない理由について、キッチンには、電気を使用するIHクッキングヒーターを設置しており、風呂では湯船にはほとんどつからずに主にシャワーを利用しているからとのことであった（証拠No.372）。

ケ 運転免許証について、当選人佐藤は、令和5年6月の運転免許更新時に合わせて住所変更の手続きを行っており（証拠No.376、383）、クレジットカードについては、一度紛失し、更新して以来、現住所Aを登録している（証拠No.376）

とのことである。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

市委員会から提出された証拠物件から、当選人佐藤の現住所Aにおける令和5年4月以降の電気、ガス、水道の使用状況は、以下のとおりである（証拠No.19～28、372、373）。

なお、電気、ガス、水道の契約者（使用者）は、いずれも当選人佐藤である。

ア 電気の使用状況

使用期間	使用量
令和5年3月20日～4月18日	649 kWh
4月19日～5月18日	516 kWh
5月19日～6月18日	405 kWh
6月19日～7月19日	417 kWh
7月20日～8月20日	528 kWh
8月21日～9月19日	474 kWh
9月20日～10月19日	422 kWh
10月20日～11月19日	799 kWh
11月20日～12月18日	1,469 kWh
12月19日～1月18日	2,251 kWh

イ ガスの使用状況

使用期間	使用量
令和5年4月	3.8 m ³
5月	4.3 m ³
6月	2.8 m ³
7月	2.6 m ³
8月	1.3 m ³
9月	1.3 m ³
10月	1.2 m ³
11月	3.4 m ³
12月	2.5 m ³

ウ 水道の使用状況

使用期間	上下水道の別	使用量
令和5年8月5日～10月5日	上水道	20 m ³
同上	下水道	0 m ³
10月6日～12月6日	上水道	18 m ³
同上	下水道	0 m ³

電気、ガス、水道の使用量については、「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における戸建て住宅の2人世帯の平均電気使用量（331 kWh/月）、資源エネルギー庁の「平成18年度プロパンガス消費実態調査」における2人世帯以下の家庭用プロパンガス平均使用量（6.5 m³/月）及び東京都水道局の「令和2年度生活用水実態調査」における2人世帯の平均使用量（14.9 m³/月）と比較した。

電気使用量について、いずれの期間も平均使用量を大きく超えており、特に令和5年10月20日以降は平均使用量の約2倍から約7倍となっていること、また、ガス使用量について、同年5月は7割程度となっているものの、他の月は平均使用量の2割から6割程度となっていること、水道の使用量について、同年8月5日から同年12月6日までの期間は1月ごとの平均で9～10 m³となっており、平均使用量の6割程度となっていることが認められる。

なお、現住所Aは下水道が未整備のため、下水の使用量は0 m³である。

(4) 国民健康保険について

市委員会を通じて上尾市市民生活部市民課から提出された資料によると、当選人佐藤は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることが認められる（証拠No.372）。

2 当選人金澤について

(1) 住基法に基づく届出による住所の状況

当選人金澤は、令和5年8月12日に東京都豊島区内から上尾市内のアパート（以下「現住所B」という。）を転入先とする住基法第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまで現住所Bを住民票の住所としている（証拠No.395）。

(2) 現住所Bにおける居住状況

ア 現住所Bについて、当選人金澤と不動産会社との間において、令和5年6月30日から令和7年6月29日まで（2年間）を契約期間とするアパートの賃貸借契約を締結していること、当選人金澤の口座から令和5年7月から同年12月ま

で同契約に基づく家賃が引き落とされていることが認められる（証拠No.265～269）。

イ 市委員会が令和6年1月9日付けで住基法第34条第2項に基づく調査を上尾市長に依頼し、同年2月8日付けで同市長から市委員会宛てに回答された調査結果によると、現状では、当選人金澤が調査対象住所に居住していることを否定することは困難であり、今回の調査対象期間である令和5年9月3日時点においても調査対象住所にて継続して何者かが居住していたと判断すべきであり、その何者かは、当選人金澤である可能性が高いと判断している（証拠No.372）。

また、上記調査結果によると、当選人金澤は令和5年8月10日から現住所Bに居住していること、自動車は所有していないため、交通手段は徒歩か自転車であること、窓外に物干し竿の類は見受けられなかったこと、アパートの室内には元々エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機やテレビなど日常生活に必要な家電製品が一通り備え付けられていたこと、キッチンはIHクッキングヒーターであったこと、全体的に生活用品などは最低限に抑えられていたことが認められる（証拠No.372）。

ウ 本件期間を含め、現住所Bへの宅配便の配送履歴が17件確認できる（証拠No.225～241）ほか、水道料金・下水道使用料の納入通知書や生命保険会社からの案内など複数の葉書も返戻されることなく現住所Bに郵送されていたことが認められる（証拠No.242～244、252、253、407）。

また、当選人金澤から市内の飲食店や日用品店などでのレシートや領収書等が全部で186枚提出され、利用状況を確認するとJR上尾駅及びJR北上尾駅周辺や現住所B周辺の飲食店やコンビニエンスストアでの利用が大半を占めていることが確認できる（証拠No.34～219）。

外食や日用品等の購入は主にクレジットカードで行われており、令和5年9月から同年11月までの利用明細によると、主に上尾市内のコンビニエンスストアや飲食店で利用されていたことや当選人金澤が市委員会に提出したレシートと一致しているものも多いことが確認できる。また、JR上尾駅周辺の100円ショップやドラッグストアでの購入も確認できる。（証拠No.34～219、262～264）

エ 当委員会職員による聴取及び現地調査により、当選人金澤は上尾市内で家電製品や家具が備え付けられているアパートを探し、適当な物件が見つかったので賃貸借契約を締結したこと、現住所Bにおいて、当選人金澤はアパートに備え付けられている電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品を日常的に使用し

ている（証拠No.266、385、388～390）ほか、アパートには元々ベッドや机と椅子も備え付けられていたため、それらを使用していることなど、上記2（2）イと同じ状況が認められる（証拠No.385）。

オ 市委員会による当選人金澤への聴き取りによると、令和5年途中まで社団法人にてIT導入補助事業に従事していた。都内にオフィスがあり、通勤もしていたが、現住所Bでリモート業務を行うことも多かった。退職後は主に政治活動に専念し、朝夕はJR上尾駅前やJR北上尾駅前で街頭演説を行っていた。そのため日中は家に余りおらず、寝るために帰っている程度とのことであった。

食事について、外食又は買ってきて済ませているため、自炊はほとんどしていないとのことである。キッチンを確認したところ、調理器具や食器類はあまりなく、代わりに紙皿や紙コップなどは多く備えてあった。また、キッチンはIHクッキングヒーターであったが、使用している形跡は余りなかった。風呂はシャワーを利用するのみで、湯船は利用していない。（証拠No.372）

カ 当選人金澤は現住所Bに転入後、地域の人たちと接点を持つため町内会に加入した。町会費については、令和5年7月分から令和6年4月分までを一括で支払っていることが認められる（証拠No.224）。

キ 当選人金澤が令和5年7月16日に自転車防犯登録の申し込みをしたことが確認でき、その住所の欄には現住所Bが記載されている（証拠No.251）。

ク 当選人金澤は、Google Mapの位置情報履歴を地図にピン刺しし、移動経路を日付ごとに示した画面の画像を市委員会に提出した。提出された画像からは、本件期間のうち84日分の記録が確認できる。その記録からは、現住所Bが拠点となっていることが確認できる（証拠No.285～368）。

ケ 当委員会の職員が現住所Bの近隣に居住している複数の住民に事情を聴取した。それら住民からは、当選人金澤は、令和5年8月頃から現在に至るまで、間違いなく現住所地Bに居住しているとの証言を得た（証拠No.419）。

（3）電気、ガス及び水道の使用状況

市委員会から提出された証拠物件及び当選人金澤から提出された証拠書類から、当選人金澤の現住所Bにおける令和5年8月以降の電気、ガス、水道の使用状況は、以下のとおりである（証拠No.270～284、372、398、414～416）。

なお、電気、ガス、水道の契約者（使用者）は、いずれも当選人金澤である。

ア 電気の使用状況

使用期間	使用量
令和5年8月9日～ 9月8日	102 kWh
9月9日～ 10月8日	120 kWh
10月9日～ 11月8日	94 kWh
11月9日～ 12月9日	147 kWh
12月9日～令和6年1月8日	135 kWh
1月10日～ 2月9日	203 kWh
2月10日～ 3月9日	186 kWh
3月10日～ 4月9日	151 kWh

イ ガスの使用状況

使用期間	使用量
令和5年8月	1.5 m ³
9月	2.9 m ³
10月	3.2 m ³
11月	4.8 m ³
12月	2.1 m ³

ウ 水道の使用状況

使用期間	上下水道の別	使用量
令和5年8月11日～10月13日	上水道	10 m ³
同上	下水道	10 m ³
10月14日～12月14日	上水道	11 m ³
同上	下水道	11 m ³

電気、ガス、水道の使用量については、「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における集合住宅の1人世帯の平均電気使用量（186 kWh/月）、資源エネルギー庁の「平成18年度プロパンガス消費実態調査」における2人世帯以下の家庭用プロパンガス平均使用量（6.5 m³/月）及び東京都水道局の「令和2年度生活用水実態調査」における1人世帯の平均使用量（8.1 m³/月）と比較した。

電気使用量について、令和5年8月9日から令和6年1月8日までの期間は平均使用量を下回っていたが、令和6年1月10日から同年2月9日までの期間は平均使用量を上回っていること、ガス使用量について、令和5年8月から同年1

2月までの期間は平均使用量の2割から7割程度となっていること、水道使用量について、令和5年8月11日から同年12月14日までの期間は1月ごとの平均で5 m³程度となっており、平均使用量の6割程度となっていることが認められる。

(4) 国民健康保険について

市委員会を通じて上尾市市民生活部保険年金課から提出された資料によると、当選人金澤は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることが認められる（証拠No.372、406、413）。

第4 当委員会の判断

1 手続的な問題点等について

(1) 異議申出書を参加人にそのまま送付したことについて

審査申立人は、市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送る必要はなかった、市委員会が異議申出書を参加人にそのまま送ることで、その後の調査の機会が妨害されてしまっている、同様に、当委員会が参加人である本件当選人らに対し、審査申立書をそのまま送る必要はなく、そのまま送る行為は違法であると主張する。

確かに、審査申立人が主張するように、法第216条第2項において準用する行政不服審査法には参加人に対する審査請求書の送付に関する明文の規定は存在しない。この点、行政不服審査法における審査請求制度の趣旨や目的から、参加人へ審査請求書を送付することが違法となるかどうかであるが、参加人は原決定の判断について直接の利害関係を有する者であるため、審査請求人の主張に対し、適切な攻撃防御ができることが必要不可欠となる。仮に、参加人へ審査請求書を送付しないならば、参加人は審査請求人の主張を正確に把握できず、適切な自己の主張を行うことが困難となる。そうすると、審査請求人による一方的な主張のみを許すこととなりかねず、結果として、参加人に対し、不公平な審理対応を強いるものとなる。

参加人が審査請求の内容を認識し、攻撃防御の準備をすることは、公平な審理を行う上で当然の前提であり、そのために審査請求書を送付することは、審査請求制度の趣旨・目的に適う必要かつ合理的な手続であると言える。

また、行政不服審査法においては、審査請求書の送付を禁止する明文の規定も存在せず、埼玉県作成の「審査請求事務の手引き（令和4年改訂版）」においても、参加人へ審査請求書の写し等を送付する旨を記載しているが、これは、参加人への送付自体が適法である前提に立つものであって、実務上も確立している運用である。

したがって、審査請求書の送付を許容する明文の規定がないことをもって、本件異議申出において、参加人へ異議申出書を送付したことを違法と解することはできない。また、本件申立てにおいて、当委員会が令和6年4月19日付けで参加人へ

審査申立書を送付したことについても、参加人が自己の主張をするために必要かつ合理的な手続であり、適法である。

(2) 市委員会委員が携帯電話を操作していたこと等について

審査申立人は、市委員会における本件開披調査中に選挙管理委員が携帯電話を操作していたこと、中立性を害する発言をしたこと及び原決定が事後的な事情を一切証拠から排除していることを申し立て、原決定について手続的な問題点があると主張する。

しかし、市委員会の弁明書において述べられているとおり、本件開披調査において、携帯電話による通話や大声での発声など他者の作業に支障をきたす行為は確認されておらず、審査申立人が主張する行為や発言により、本件開披調査の支障となった行為は認められていないほか、審査申立人から主張を裏付ける証拠の提出がなされておらず、審査申立人の主張には理由がないと評価せざるを得ない。

(3) 当選無効争訟の異議について

審査申立人は、当選の効力について、無効の異議申出（審査の申立て）があった場合、原則として無効とし、例外として、違法行為等がないことが明らかである場合に限り有効とすべきであると主張する。

しかし、市委員会が指摘するように、法第102条に基づき、当選の効力の発生は「当選の告示があった日から、生ずるものとする。」とされている。

また、法第206条において規定する当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（以下「当選争訟」という。）は、選挙そのものが有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

したがって、当選争訟は、選挙会が当選人と決定した者の当選無効を主張し、又は落選者と決定された者が当選人であるべきことを主張する争訟であって、これらは全て選挙会の決定が適法に行われたか否かを争うものであるから、審査申立人の主張する論旨には飛躍があり、採用することはできない。

2 住所要件について

(1) 住所認定についての判断基準

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条において、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面

の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、審査申立人の主張及び本件当選人らが本件期間引き続き上尾市内に住所を有していたか否かについて判断する。

（2）当選人佐藤について

ア 審査申立人は、本件選挙の立候補時に届出した住所について、本件期間に居住実態がなく、当選は無効であると主張する。

しかし、当選人佐藤は、現住所Aの土地と建物を令和2年11月12日から当選人佐藤名義で所有しており、令和3年1月29日に現住所Aに住民票上の住所を移し、引き続き現住所Aに住所を定めていることから、現住所Aには、手続的にも公的証明力が認められる。

また、電気、ガス、水道の使用状況、宅配便や郵便、Uber Eats等の配達状況、当委員会職員の聴取及び現地調査による冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品や家具等の設置状況、さらに、同居している母親や飼い猫の状況、市委員会職員による民生委員の証言記録、上尾市市民生活部市民課による調査結果などから、本件期間を含め現在に至るまで、当選人佐藤が現住所Aで起臥寝食をし、生活の本拠としての実体を備えていたと判断するものである。

イ 審査申立人は、令和5年のプロパンガスと水道の使用量がかなり少ないこと、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同じ時期との比較がないことや当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較がないなどと主張する。

しかし、上尾市市民生活部市民課職員による当選人佐藤に対する聴き取りと当委員会職員による聴取によれば、ガスの使用量が少ない理由については、キッチンには電気を使用するIHクッキングヒーターを設置しているからであり、水道

の使用量が少ない理由については、風呂では湯船にはほとんどつからずに主にシャワーを利用しているからである。電気、ガス、水道の使用状況については、個人の生活スタイルや家族構成、天候等により大きく左右されるものであり、一般的な月ごとの平均使用量より少ないとしても、それは当選人佐藤や同居している母親の生活スタイルによるものであることは否定できない。

また、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同じ時期との比較や当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較は、世帯の人員に増減があったような事情の変化が認められれば有効であると考えられる。しかし、そのような事情が特に認められなければ、当該比較をしなかったからといって、調査が不十分であるとは言い難い。

ウ 審査申立人は、電気使用量が令和5年11月から急激に上昇した理由の説明が不十分であるなどと主張する。

しかし、当委員会職員が当選人佐藤からその事情を聴取したところ、母親が極度の寒がりであり、また、猫を飼っているため、寒い時期は電気ストーブを何台も1日中使用していたとのことである。当委員会職員は現地調査の際、リビングに電気ストーブが4台も置かれていることを確認しているが、このことは当選人佐藤の証言を裏付けるものである。

エ 審査申立人は、聴き取り調査が十分でないとして、近隣店舗、バス会社やタクシー会社などからの目撃情報を求めているが、不特定多数の者が利用する店舗等において、数か月以上前に数度利用した者の目撃情報を得ることは困難であることから、当該店舗等に対する確認は行っていない。

また、当選人佐藤は、住所を非公開にしていることに加え、地域とのつながりも希薄であるため、近隣住民から証言を集めることは難しいと考え、近隣住民への聴き取り調査も実施していない。

オ 審査申立人は、上記のほかにも様々な理由を挙げ、当選人佐藤が上尾市に居住実態がないか又は現住所Aに居住していないのではないかなどと主張しているが、審査申立人は、現住所A以外の具体的な住所地について明らかにしておらず、また、その主張を裏付ける具体的な証拠を何ら提出していない。

したがって、審査申立人の主張は、採用することができない。

(3) 当選人金澤について

ア 審査申立人は、本件選挙の立候補時に届出した住所について、本件期間に居住

実態がなく、当選は無効であると主張する。

しかし、当選人金澤は、現住所Bにつき不動産会社との間において、令和5年6月30日から令和7年6月29日まで（2年間）を契約期間とする賃貸借契約を締結していること、令和5年8月12日に東京都豊島区内から現住所Bに転入する旨の住基法第22条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまで現住所Bを住民票の住所としていることなどから、現住所Bには、手続的にも公的証明力が認められる。

また、電気、ガス、水道の使用状況、宅配便や郵便等の配送状況、当委員会職員の聴取及び現地調査による冷蔵庫、洗濯機、エアコン等家電製品や家具等の設置状況、さらに、自治会への加入状況や近隣住民の証言、上尾市市民生活部市民課による調査結果などから、本件期間を含め現在に至るまで、当選人金澤が現住所Bで起臥寝食をし、生活の本拠としての実体を備えていると判断せざるを得ない。

イ 審査申立人は、現住所Bについて、電気とガスの使用量は選挙が近づくにつれて増えており、電気の令和5年10月分及び11月分、ガスの同年9月分及び10月分が少ないこと、水道料金が少ないこと、電気等の使用量が前住所地の前年以前の同時期との比較がないことや当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較がないなどと主張する。

しかし、電気やガスの使用状況については、個人の生活スタイルや天候等により大きく左右されるものであり、月ごとの使用量に多少の増減があったとしても、それは当選人金澤の生活スタイルによることは否定できない。水道の使用量が少ない理由については、風呂では湯船にはつからずにシャワーを利用しているからである。

また、電気、ガス、水道の使用量について、前年以前の同時期との比較や当選前と当選後から審査請求終了時までとの比較は、世帯の人員に増減があったというような事情の変化が認められれば有効であると考えられる。しかし、そのような事情が特に認められなければ、当該比較をしなかったからといって、調査が不十分であるとは言い難い。

ウ 審査申立人は、現住所Bについて、物干し竿がなく、室内には全体的に物が少なく、食器等もないなど、生活感がないと主張する。

しかし、当委員会職員による現地調査と当選人金澤への聴取によれば、現住所Bは幹線道路脇に位置した1階の部屋であり、洗濯物を外に干すと自動車の排気ガスによる匂いや盗難のおそれが気になるとのことであり、また、シングルマザーとして子育てをしてきた経緯などもあって経済的な余裕がないため、節約に努

めているとのことであった。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

エ 審査申立人は、当選人金澤は都内に住む長女の居宅に出向くことも多く、前住所地の賃貸借契約を解除していないのではないかと、また、周辺住民への聴き取りが浅く目撃情報もないため、上尾市内に居住していないのではないかなどと主張する。

しかし、当委員会職員による現地調査と当選人金澤への聴取によれば、以前所属していた政党から本件選挙に出馬することが既に決まっており、出馬の準備を進めていたこと、事情があつて長女と一緒に連れてくることはできなかったこと、いずれ時期を見て、より条件の良い上尾市内の物件に長女と共に引っ越すことを考えていること、また、上尾市内に友人が住んでおり、以前は頻繁に上尾市内に来ていたこともあつて土地勘もあること、その縁もあり本件選挙の立候補を決意したとのことであった。さらに、以前所属していた政党の関係者も上尾市内や周辺の市町村に住んでおり、政治活動や選挙運動のサポートをしてもらっているということであった。

なお、当委員会職員の聴取により、近隣に居住している複数の住民から、当選人金澤は令和5年8月頃から現在に至るまで、間違いなく現住所Bに居住しているとの証言を得ている。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

オ 審査申立人は、当選人金澤の運転免許証、クレジットカードに関する供述が理解し難いこと、当選人金澤の自宅から本件選挙に使用したビラ、チラシ、旗などが出てきていないこと、アパートの防犯カメラの映像は本人が申請すれば閲覧可能なこと、Amazonや宅配便の配達時間がわからないこと、GPSの記録の提出を拒否していること、レシートとクレジットカードの一致が少な過ぎること、クレジットカードの利用履歴が少ないこと、不可解な時間のレシートがあることなどを主張する。

しかし、令和6年6月8日に当委員会が質問したところ、当選人金澤は、運転免許証は現住所Bへの引越しの際に一時見つからなくなったが、現在は探し出して現住所Bへの住所変更手続を済ませていること、また、現住所Bには本件選挙に使用したビラやのぼり、たすきなどを保管していることも回答している。

当委員会職員による当選人金澤への聴取の際、クレジットカードは住所変更の手続済みであるとのことだった。

また、当選人金澤から提出された186枚のレシート等の利用状況を見ると、JR上尾駅周辺や現住所B周辺の飲食店での利用が大半を占めていること、外食

や日用品等の購入は主にクレジットカードで行われ、上尾市内のコンビニエンスストアや飲食店で利用されていたこと、当選人金澤が市委員会に提出したレシートとの一致も認められることなどは、第3の2(2)ウで述べたとおりであり、当選人金澤が現住所B周辺で日常的に活動していたことを示している。

審査申立人が指摘する深夜や早朝の時間帯のレシートも提出されているが、電車やバスもない時間帯のレシートであることは、むしろ当選人金澤が現住所B周辺やJR上尾駅前等で活動していたことの証左でもある。

市委員会がアパートの管理会社に防犯カメラの映像の閲覧が可能かどうか確認したが不可とのことであり、映像の保管期間も2週間しかないとのことであった。

Amazonや宅配便の配達時間については、当選人金澤のスケジュールや都合により変わり得るものであり、配達時間が不明であることをもって居住の有無を判断するものではない。

市委員会によると、GPSの記録の提出は、プライベートの内容を含むため当選人金澤から同意を得られなかったとのことであるが、GPSの記録の提出がないことをもって居住の有無を判断するものではないことは、上記と同様である。

一方、当選人金澤は、Google Mapの位置情報履歴を地図にピン刺しし、移動経路を日付ごとに示した画面の画像を市委員会に提出している。そこからは、本件期間のうち84日分の記録が確認でき、その記録からは、現住所Bが拠点となっていることが確認できる。

よって、審査申立人の主張には、理由がない。

カ 審査申立人は、上記のほかにも様々な理由を挙げ、当選人金澤が上尾市に居住実態がないか又は現住所Bに居住していないのではないかなどと主張しているが、審査申立人は、現住所B以外の具体的な住所地について明らかにしておらず、また、その主張を裏付ける具体的な証拠を何ら提出していない。

したがって、審査申立人の主張は、採用することができない。

(4) 宣誓義務違反について

審査申立人が指摘するように、令和2年9月10日以降に告示される選挙から、地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされたところ、当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るものである。

この追加の宣誓は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法の想定するところではない例外的な事案を抑止することを目

的としたものであることは、市委員会においても指摘しているところである。

審査申立人は、本件当選人らが、仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、立候補の届出の際に届け出た住所において居住実態がない場合、それは虚偽に当たり宣誓義務違反であると主張する。しかし、本件選挙の候補者は、あくまで本件選挙の期日までの3か月間、上尾市内に引き続き居住していると見込まれる旨を宣誓しているのであって、立候補の際に届け出た住所に居住していることを宣誓したわけではない。そのため、仮に本件選挙の期日までに立候補の際に届け出た住所以外の市内の住所に転居していたとしても、転居先に居住実態が認められれば、宣誓義務違反とならないことは明らかである。

なお、前述のとおり、本件当選人らは本件期間において上尾市内に居住しており、現在に至るまでその住所を移転していない。

したがって、審査申立人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

3 投票の効力について

(1) 本件係争票についての判断基準

法第67条後段の規定の趣旨に徹すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである（昭和32年9月20日最高裁判所判決、昭和45年10月23日最高裁判所判決、昭和49年12月23日最高裁判所判決）。

また、他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会は、これら判決の内容を判断基準として、審査申立ての対象となる本件係争票18票が、審査申立人又は他の候補者に対する有効票に該当するか否か、あるいは法第68条第1項各号に掲げる無効投票に該当するか

否かについて、順次判断する。

なお、審査申立人は、最高裁判所の判例を引用して、「選挙人の意思は、氏名が一致しなくても誤記である場合は有効となる（昭和31年2月3日最高裁判所判決）」と、自らも認めているところである。

(2) 審査申立人の主張に対する判断

ア 別記1-13

この投票は、「近道りゆういち」と記載されている。

審査申立人は、「道」という漢字は使われているが、「ドウ」と読むのであり、「コンドウ」と入れようとしている意思があると主張する。

しかし、本件選挙において、新道りゆういち候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「近」は「新」の誤記と認めるのが相当であり、新道りゆういち候補に対する有効投票と解すべきである。

イ 別記1-16

この投票は、不明瞭な記載である。

審査申立人は、判読できるのは「新」と「り」のみであるから、「新り」では誰のことか不明であり、意思が明確であるとは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの字形から、「新道りゆち」と判読できる。

また、本件選挙において、新道りゆういち候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、新道りゆういち候補の名「りゆういち」を記載しようとして、「うい」の二文字を誤脱したものと認められる。よって、新道りゆういち候補に対する有効投票と解するのが相当である。

ウ 別記2-1

この投票は、「近藤たか子」と記載されている。

審査申立人は、「近藤」とははっきり書いてあり、「近藤」と書くことに躊躇がなく、「近藤」と入れようとしたと考えられると主張する。

しかし、1文字目の「近」以外の文字は新藤たか子候補の氏名と一致していること、本件選挙において、新藤たか子候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないこと、記載全体から判断して新藤たか子候補の氏名を記載したものと判読できることから、「近」は「新」の誤記と認められる。よって、新藤たか子候補に対する有効投票と解するのが相当である。

エ 別記3-1及び3-2

これらの投票は、「佐藤えいり」と記載されている。

審査申立人は、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）のであるから、佐藤えりいと佐藤えいりは別人であると主張する。

しかし、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「えいり」は「えりい」の誤記と認めるのが相当であり、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

オ 別記3-5

この投票は、「さとう●りい」と記載されている（以下、不明瞭な記載を「●」とする。）。

審査申立人は、「さとうえりい」とも「さとうこんりい」とも読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。「え」と読むには点の後が一筆書きになるが、ここでは「こ」のように、棒が2つ横に分離しているため、「え」と読めない。そのため、「こ」と「ん」に分離していると考えられ、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

カ 別記3-6

この投票は、「佐藤え●●」と記載されている。

審査申立人は、「えいい」と書いてあるように見えるのが問題である。選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）のであるから、文字の形から判断すべきである。そうすると「えいい」又は「えりい」としか考えられず、判断がつかない以上意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載ではあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

キ 別記3-9

この投票は、「えり●」と記載されている。

審査申立人は、「えり」までは読める。その後が「い」であれば、佐藤えりい候補に対する有効投票であるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。文字の形を見ると、ほぼ横線棒になっているため、単に鉛筆の跡がついたとするのが相当で、「えり」と

いう候補者はいないので、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、この投票は、3文字目がやや不明瞭な記載ではあるものの、「えりい」と記載したものと判読できる。名のみを記載した投票も有効であり、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する名の候補者もない。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と認めるのが相当である。

ク 別記3-10及び3-11

これらの投票は「佐藤えりい」と記載されている。

審査申立人は、「い」が小さい文字となっており、通常のひらがなの使い方と異なり、特徴的なものであるから、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、本件選挙において、佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は他に存在しないことから、「い」は「い」の誤記と認めるのが相当であり、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

ケ 別記3-14

この投票は、「佐藤えり●」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤えり」までは読めるが、「い」の場合、左から右に向かってはねるのに対し、右から左に向かってはねている。そのため、誤記とは言えず特徴的なものであるから、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。また「い」と判読できる文字の間に点が記載されている。単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）とされている。当該記載は、誤って不用意に記載された線と認められる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

コ 別記3-15

この投票は、「さとうえいい」と記載されている。

審査申立人は、「さとうえ」までは読めるが、次の文字は、右と左で棒の長さが同じであり「い」に読める。そのため「さとうえいい」となり、これは意思が明確とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏

名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

サ 別記3-18

この投票は、「佐藤●●」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤」までは読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）。そうなると次の文字が「え」と読めるかわからないし、読めたとしてもその後が判読不能となっているため、意思が明白とは言えないと主張する。

しかし、この投票は、不明瞭な記載ではあるものの、「佐藤えいり」と判読することができ、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の名を誤記したものと認められる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

シ 別記3-19

この投票は、「佐藤えりいさん」と記載されているように判読できる。

審査申立人は、「佐藤えりい」までは読めるが、その後が「さん」、「くん」と書いてあるのか、ぐにゃぐにゃと書いたのかわからない。仮に「さん」であれば、佐藤氏が女性なので敬称としてわかりやすい。もっとも「くん」の場合、女性に付けることもあるが、まだそれは少数であり特徴的なものと言える。そのため、選挙人を推知させる意識的記載（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）として他事記載であると主張する。

しかし、「さん」は敬称であり、また、仮に「くん」と記載されているとしても、「くん」は法第68条第1項第6号ただし書により、「さん」と同様に敬称の類を記入したものであるから、他事記載ではないとされている。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

ス 別記3-20

この投票は、「佐藤エリ」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤エリ」という候補者はおらず、モデルの佐藤エリを指している可能性もゼロではない。選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない（昭和42年9月12日最高裁判所判決）ことからすると、どちらともとれるので、意思が明白でないか、候補者以外の名前を書いたと言えると主張する。

しかし、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の名「えりい」を片仮名で記載しようとして、「イ」の1字を誤脱したものと認めるのが相当である。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

セ 別記3-21

この投票は、「●トえりい」と記載されている。

審査申立人は、「えりい」は読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない(昭和42年9月12日最高裁判所判決)。文字の形を見ると、カタカナの「ホ」と「ト」に見え、特に1つ目の文字は、どう見ても「佐」とは似ても似つかない。そのため意思が明白とは言えない。または、「ホ」が特徴的な書き方であるので、他事記載に当たると主張する。

しかし、1つ目の文字は不明瞭ではあるものの、2文字目の「ト」まで記載後、「ウ」を誤脱したものと認めるのが相当であり、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

ソ 別記3-22

この投票は、「佐藤え●い」と記載されている。

審査申立人は、「佐藤」までは読めるが、選挙人は常に候補者中の何人かに投票するものという推測をしてはいけない(昭和42年9月12日最高裁判所判決)。佐藤の後には、仮に「え」に見えたとしても、次はカタカナの「ソ」に見える。そうになると「佐藤えソい」か「佐藤んソい」になってしまい、意思が明確とは言えないと主張する。

しかし、不明瞭な記載はあるものの、記載全体から明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補に対する有効投票と解すべきである。

タ 別記4-3

この投票は、「近藤あつし」と記載されている。

審査申立人は、近藤あつしは私の身内である。身内と勘違いして投票した可能性もあると主張する。

しかし、本件選挙の候補者である近藤たいすけ候補の氏「近藤」とひぐち敦候補の名「あつし」と記載した投票は、法第68条第1項第8号の規定により、候補者の何人を記載したかを確認し難いものと認められる。よって、二人の候補者氏名を混記したものと無効と解するのが相当である。

以上のとおり、本件係争票18票の記載について順次検討した結果、その投票の効力の判定においては、当委員会の判断と原決定の判断とに相違はなかった。

したがって、本件係争票の中に、審査申立人又は他の候補者の有効投票とすべきもの、あるいは無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票

からも、いずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったことから、原決定における各候補者の得票数及び無効投票数に異動は生じない。

よって、審査申立人の主張は理由がなく、採用することができない。

4 結論

よって、審査申立人の主張はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和6年6月14日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 長 峰 宏 芳

委員 尾 前 健 三

委員 菅 克 己

委員 西 山 淳 次